

公立大学法人埼玉県立大学の財務諸表の確認について

1 確認の方針

「法令の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 法令の遵守

項目	結果	法令
提出期限	6月末までに提出(6/30)	法第34条第1項
提出書類	財務諸表 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書 決算報告書 事業報告書 監事の意見	法第34条第1項 及び第2項 県規則第10条
監事の意見	財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。	法第34条第2項

法：地方独立行政法人法

県規則：公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(2) 表示内容の適正性

項目	結果	法令
記載すべき事項の遺漏はないか	提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。	地方独立行政法人 会計基準第40～ 第90
計数は整合しているか	合計等の基本的な計数について、整合を確認した。	
書類相互間における数値の整合は取れているか	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。	